

【視点】

中国においては「人民元高」「人件費高騰」「労働問題」により、従来と同じ経営では利益が出にくくなっており、最近では中国の現地法人・中国の工場が業績の足を引っ張っているという話を良く耳にします。中国での競争力を今後も維持していくためには、激変する中国の経営環境に適應する経営体制が求められる時代になったと言えるでしょう。

みらいコンサルティング(株) 取締役 清水 淳二

I. 中国最新 Topics

～賃金条例(草案)の提出「同一労働、同一賃金」制へ～

現状では、日系企業の中国現地法人において、日本人の出向者と中国人の現地採用者の職務が同じであっても、賃金の格差が3～10倍であるも珍しくありません。しかし、業種、男女、雇用形態に関わらず、同一の労働であれば同一の賃金水準を要求する賃金政策(中国語で「同工同酬」という)の適用を盛り込んだ賃金条例(草案)について、中国内外から注目が集まっています。

現地の日系企業にとって、特に動向が注目される点は、以下の3点です。

- ① 「同一労働、同一賃金」の原則が強制適用されるか?
- ② 賃金の不払い及び支払い遅延を防止するための「賃金保証制度」が導入されるか?
- ③ 賃金調整に消費者物価指数(CPI)の反映を要求するか?

近く国务院(日本の内閣に相当)に提出される見通しとなっています。

上記の草案が立法化した場合、特に日系企業をはじめとした外国企業の現地法人では労働争議が増加することも予想されます。労働争議を未然に防止するためには、各従業員の職務内容を書面により明示するとともに、職務内容に基づいた給与体系および人事考課制度を構築することが重要です。引き続き、今後の動向について注目されます。

II. 会計・税務

日本・香港 租税協定締結へ ～対日投資の増加が見込まれます！～

日本と香港は、2010年3月に租税協定に関する基本合意に達し、11月にはその署名に至りました。今後、国会(日本)、立法評議会(香港)でそれぞれ承認を経た後、2011年4月以降の発効となる見込みです。

日本・香港租税協定の主な目的

＜租税協定発効後の源泉税率＞

- ① 両国(地域)における源泉税の軽減
日本、香港それぞれにおいて、投資所得(配当、利子及び特許などの使用料)について、現在の一律20%から、右記のとおり軽減されます。
- ② 両国(地域)間の課税関係の明確化
日本・香港間の取引において、課税される対象(法人/個人)や課税される所得の範囲を明らかにし、二重課税を避けることが目的です。

配 当	親会社の持株割合10%以上	5%
	その他	10%
利 子	政府等	免税
	その他	10%
使用料	5%	

これまで日本で収益を獲得していた香港会社は、当該収益が香港の源泉とみなされた場合、日本及び香港の両国で課税されてしまうというリスクを有していました。しかし、本協定発効後は、日本で支払った税金については香港で控除されるため、香港から日本への投資が促進されることが期待されます。

Ⅲ. 中国ビジネスお役立ち情報

【事例紹介】中国進出成功の秘訣と課題 ～製造業・A社の例～

－5つの成功要因－

昭和40年代に創業したA社は、自動車や空調機器向けの部品を製造する中堅メーカーです。平成13年に中国広東省に現地工場を建設しました。その後段階的に生産活動を中国に移転し、現在では実質的に全ての生産活動を中国工場で行い、年商約70億円を達成する規模にまで成長しました。

A社において、中国進出を成功させた要因としては、下記のものがあります。

〈成功要因〉

- 中国進出にあたり、トップ主導で全社的に実行したこと
- 現地での人脈作りを計画的に行ったこと
- 来料加工取引（※）のメリットを活用し、投資額を抑制したこと
- 現地適応型生産管理体制を構築し、現地労働者を上手く活用できたこと
- 創意工夫により、安価な材料の入手ルートを確立したこと



（※）中国企業が原材料や部品等を無償輸入し、加工生産後の製品をすべて加工相手先へ輸出する加工貿易のこと

しかし、当初から全てが順調に進んでいたわけではありません。特に財務面や経理面では、いくつかの問題を抱えていました。当社ではご相談を受けた後、問題点・課題を整理し、下記のご支援を致しました。

1. 成長資金の調達

→事業計画の策定および借入先金融機関との交渉

2. グループ会社間における会計・税務の課題

→最新税制の適用によるタックスプランニングの実施と効果的な経営管理制度の導入

3. 事業承継

→上記の取り組みに置いて、後継者と目される人物を育成の機会として活用

本業が順調に進んでいたとしても、財務戦略や管理体制が脆弱なために、足元をすくわれてしまうことも多々あります。中国現地企業の成長および韓国・台湾など各国企業の集積により、中国での競争は一層激しさを増していきます。一層の成長のためにも貴社の経営基盤について再度ご確認ください。

春節 ～日本の“正月”にあたる祝祭日～

中国で最も重要とされる祝祭日が、「春節（しゅんせつ）」で、旧暦の正月にあたります。2011年度の春節は2月3日で、2日から8日までが公休日となります。家族や親族が集まり正月料理を囲んだり、大人が子供にお年玉をあげる習慣などは日本ともよく似ています。この時期は、贈答用の商品や、食品、衣類、家電など、消費財の売り上げも伸びるため、百貨店やスーパーも商戦を繰り広げます。昨年度は初めて3,000億元（約4兆円）を突破し、今年度も大幅な伸びが予想されます。新たな年を華やかにお祝いしたい気持ちは、万国共通なのでしょうね。



【免責事項】 この情報は皆様への提供のため、中国政府機関の情報・法令・通達等の概要等を速報として翻訳し、関連情報を取りまとめたもの、また当社が実際に手がけた事例を中心に記載しております。本内容に関し具体的な意思決定をされる場合には、専門家とご相談の上、自らのご意思と判断に基づいて行って頂きますようお願いいたします。



みらいコンサルティング株式会社（旧：中央青山 PwC コンサルティング株式会社）
税理士法人みらいコンサルティング・社会保険労務士法人みらいコンサルティング
Reanda MC国際公認会計士共同事務所・霞が関司法書士事務所

※各種プロフェッショナル約140名在籍（外国人コンサルタント12名）【2010年10月30日現在】

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL 03-3519-3970（代） <http://www.miraic.jp>

【お問合せ先】 国際ビジネス部 鈴木景子/姜（かん）・莫（ぼく）（中国専門コンサルタント）

E-mail: keiko-suzuki@miraic.jp